

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 組織 第1節 産業医等（第3条— <u>第6条</u> ） 第2節・第3節 [略] 第3章～第5章 [略] 附則 （衛生管理者等） 第4条 局長及び病院長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、衛生管理者及び作業主任者（以下「衛生管理者等」という。）を選任しなければならない。 2 [略] （安全衛生担当者） 第6条 [略] （定期健康診断） 第33条 [略] 2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、 <u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から産業医が定める。</u> 3・4 [略]	目次 第1章 [略] 第2章 組織 第1節 産業医等（第3条— <u>第6条の3</u> ） 第2節・第3節 [略] 第3章～第5章 [略] 附則 （衛生管理者等） 第4条 局長及び病院長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、 <u>衛生管理者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者</u> 及び作業主任者（以下「衛生管理者等」という。）を選任しなければならない。 2 [略] （安全衛生担当者） 第6条 [略] <u>（化学物質管理者の職務）</u> <u>第6条の2 化学物質管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u> <u>（保護具着用管理責任者の職務）</u> <u>第6条の3 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</u> （定期健康診断） 第33条 [略] 2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、 <u>省令第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から産業医が定める。</u> 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。